

排水設備工事施行基準

2 0 1 1

(2015.6 改正版)

鹿 児 島 市 水 道 局

9 ディスポーザ

(1) ディスポーザ排水処理システム

ア システム 厨房から発生する生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）及び破砕された生ごみを排水・処理し，汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）から構成されたものであって，次に掲げるものをいう。ただし，(イ)から(エ)までに掲げるものについては，平成27年6月30日までに第3条の規定による申請を受理した場合に限る。

(ア) 公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づく同協会の製品認証を受けたもの。

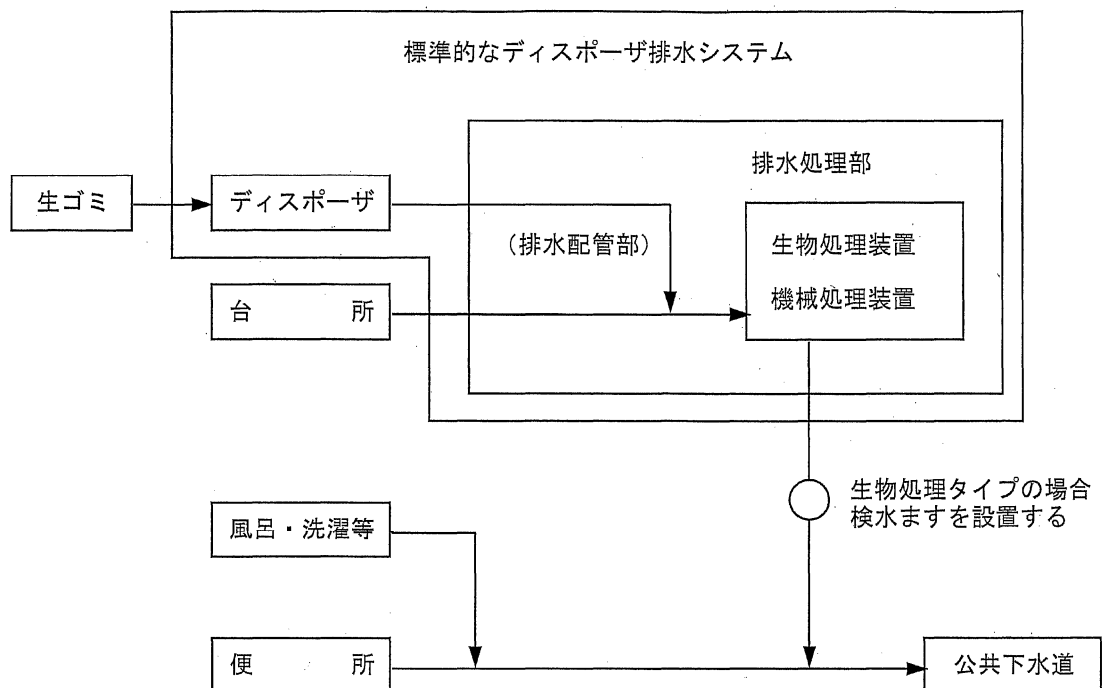
(イ) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定に基づき改正される前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく建設大臣認定を受けたもの。

(ロ) (イ)の建設大臣認定と同等の取扱いをするよう旧建設省から通知のあったもの。

(エ) 社団法人日本下水道協会が示した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に適合する評価を受けたもの。

イ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は，管理者が別に定める「ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき，管理者の承認を受けなければならない。

ウ 排水処理槽を設置する場合は，排水処理槽の下流に検水ますを設置する。



(2) ディスポーザ排水処理システムの種類

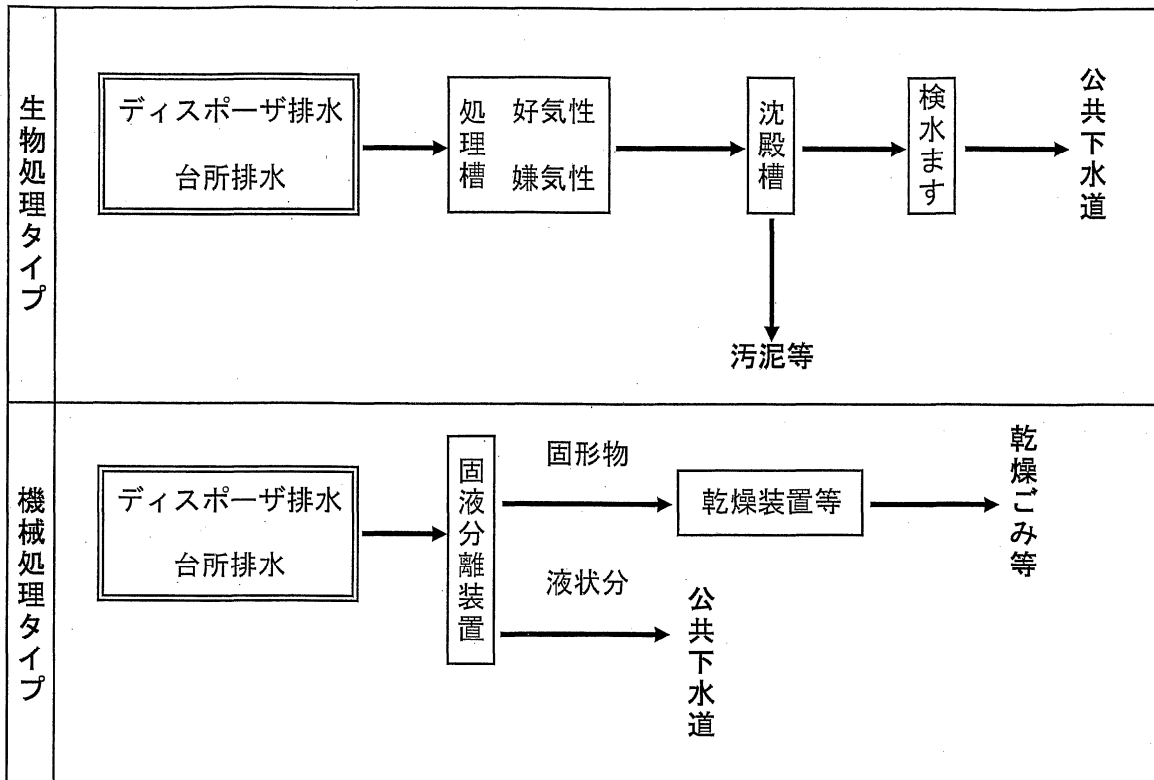
下水道協会の「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に定めてあるものは、下記の2タイプである。

ア 生物処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するタイプ。処理槽の下流に検水ますを設置する。

イ 機械処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排水するタイプ。



(3) 汚泥等の処理

排水処理槽の清掃時に発生する汚泥等及び機械処理装置によって分離された乾燥ゴミ等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分し、公共下水道に投棄してはならない。

(4) ディスポーザ（単体）

ディスポーザを使用して粉碎された厨芥（生ゴミ）を、そのまま直接下水道管に流すと、下水道施設内で沈殿・腐敗し、下水道施設の機能に悪影響を及ぼすので、使用してはならない。